【様式１】認定申請書（新規）

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事業者認定申請書（新規）**

平成　　年　　月　　日

公益社団法人石川県木材産業振興協会

代表理事　　　　　　　　　　　　殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

木材業者登録番号：石木振協第　　　　　　　号

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　創業年、従業員数　　創業　　　　　年　　従業員数　　　　　人

２　取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：（別添１のとおり）

３　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添２のとおり）

４　分別管理及び書類管理の方針書（別添３のとおり）

５　その他（注）　□ＩＳＯ　　□ＪＡＳ　　□その他（　　　　　　　　）

　　　注：資格（ＩＳＯ，ＪＡＳ等）を持っていれば✔してください。

**別添１**木材・木製品の主要品目、年間取扱量

**平成　　年度　　木材・木製品の主要品目、年間取扱数量**

（平成　　年　　月　　日〜平成　　年　　月　　日）

申請者名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 品　　　目 | 単位 | 数　量 | 左記数量の調達先内訳 | | |
| 森林組合 | 市場 | その他 |
| １ | 原木（丸太） |  |  |  |  |  |
| ２ | 製材品 |  |  |  |  |  |
| ３ | 木製品（加工品） |  |  |  |  |  |
| ４ | 集成材 |  |  |  |  |  |
| ５ | 合板 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）１過去１年間の主な取扱量を換算して記入してください。

　　　２これ以外の品目があれば記入してください

　　　３単位には、㎥又は**t**で記入してください

**別添２**建物、施設の配置状況記入例

**事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（例）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （見取り図）  チップ小屋   |  | | --- | | 原木置場  （製材用） |  |  | | --- | | 製材工場 | | 器具庫 |  |  | | --- | | 製品置場  （合法木材） | | 製品置場  （その他木材） |  |  |  | | --- | --- | | 事務所 | 駐車場 |      |  |  | | --- | --- | | 原木置場  （発電用・製材端材等） | 原木置場  （発電用・間伐材） | |

（注）施設（敷地、工場、倉庫、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。

**別添３**分別管理及び書類管理の方針書

**分別管理及び書類管理の方針書**

事業者名：

平成　　年　　月　　日作成

本方針書は、公益社団法人石川県木材産業振興協会が作成した「発電利用に木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２７年１月１６日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

**（適用範囲）**

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

**（分別管理責任者）**

・分別管理を適切に行うため、（氏名）　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

**（分別管理の実施）**

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

**（書類管理）**

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上